

「公社造林のあり方」に関する取りまとめ素案

令和元年 8 月

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

目次

| | | |
|-----|--------------------|----|
| I | はじめに | 1 |
| II | 滋賀県造林公社を取り巻く現状と課題 | 2 |
| 1 | 国による拡大造林施策 | 2 |
| 2 | 造林公社の成り立ち | 2 |
| 3 | 公社が抱える債務の増加 | 3 |
| 4 | 免責的債務引受契約の締結 | 4 |
| 5 | 特定調停（調停条項） | 4 |
| 6 | 県の特別な関与に関する条例 | 4 |
| 7 | 長期経営計画および中期経営改善計画 | 5 |
| 8 | 公社林における主な課題 | 6 |
| III | 公社造林あり方検討会の設置 | 10 |
| 1 | 設置の背景 | 10 |
| 2 | 検討会のねらい | 10 |
| 3 | 検討会の概要 | 11 |
| IV | 検討事項 | 12 |
| 1 | 公社林の目指す姿について | 12 |
| 2 | 公社林の整備・管理について | 13 |
| 3 | 伐採方法の選択について | 15 |
| 4 | 効率的な木材生産について | 16 |
| 5 | 木材の有利販売について | 18 |
| 6 | 分収契約の変更・解約について | 20 |
| 7 | 森林の新たな価値の創造について | 21 |
| 8 | 滋賀の林業成長産業化への貢献について | 23 |
| 9 | 造林公社の今後の役割と体制について | 24 |
| V | 検討内容のまとめ | 27 |
| 1 | 4つの柱による事業の実施 | 27 |
| 2 | 取りまとめ内容の活用 | 30 |
| VI | 定期的なあり方検討会の開催 | 31 |

I はじめに

昭和 30 年代から始まった国の拡大造林施策を背景として、「社団法人滋賀県造林公社」および「財団法人びわ湖造林公社」によって県内で植林された公社林は約 2 万 ha に達し、平成 27 年度から順次伐期を迎えている。

この公社林の造成は、琵琶湖総合開発計画の一環として、第一に拡大造林によって森林の持つ水源涵養機能を高め、水資源を確保しようとするものであった。公社林は、現在も琵琶湖の水源涵養林として重要な公益的機能を果たしており、加えて本県の木材生産においては、林業成長産業化の牽引役としての役割が期待されているところである。

滋賀県造林公社は、平成 27 年度に第 2 期中期経営改善計画（平成 28 年度～令和 2 年度の 5 カ年計画）を策定し、現在、この計画に基づいて経営を進め、公社の役割を果たしながら、経営改善に取り組んでいる。

しかし、長期にわたる木材価格の低迷や林業就業者の減少等によって、伐採事業の採算性の改善は難しくなっており、分収造林契約の変更事務の困難さも年々増していることから、公社経営上の課題となっている。

このため、本県では、公社林が将来にわたって適正に管理され、公社林の持つ公益的機能が持続的に発揮されるとともに、平成 27 年度から始まった主伐による木材生産が効率的に推進されるよう、滋賀県造林公社に対して指導および助言するために、平成 30 年 11 月に「公社造林のあり方検討会」を設置し、専門家からの意見を参考に検討することとした。

これは、当検討会での議論や専門的意見を踏まえて、本県が取りまとめたものである。

II 滋賀県造林公社を取り巻く現状と課題

1 国による拡大造林施策

戦後復興によって、昭和 25 年頃から木材の需要が増大した一方、昭和 30 年代以降は高度経済成長期に入り、薪炭から石油やガスへの燃料転換や化学肥料の一般化などによって、広葉樹林が利用されなくなった。このため、広葉樹の緊急増伐を行って紙パルプ用材に供し、伐採跡地には成長が良く、建築用材として見込まれる針葉樹を植栽する「拡大造林」政策が国によって進められた。

拡大造林は、森林所有者などによって公共事業（造林関係補助事業）として実施されたが、資金や技術等の観点から、森林所有者が自らの努力で植栽することが難しい状況が生じた。これを解消するため、昭和 33 年に分収造林特別措置法が制定され、これにより各県において林業（造林）公社が設立され、分収造林方式による拡大造林が積極的に推進されることとなった。

2 造林公社の成り立ち

本県において設立された「社団法人滋賀県造林公社」および「財団法人びわ湖造林公社」は、土地所有者と分収造林契約を結んで、昭和 40 年から平成元年までに 19,623 ha の植林を行い、平成 21 年度末における両公社の森林管理面積は 19,421 ha に上った。これは、県土の約 5 % に相当する面積である。

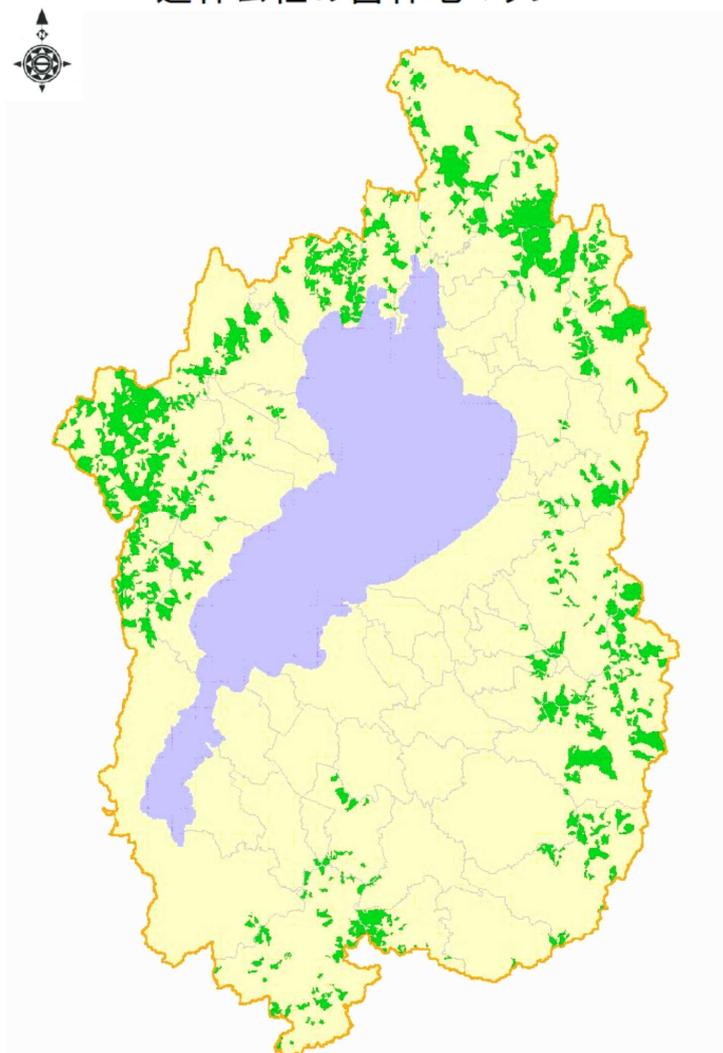
両公社が行った分収造林は、造林および育林を行う公社と土地所有者が契約を結び、共同で森林を造成し、その森林からの収益を一定の割合で分け合う（分収する）形であり、当初の契約時は伐期を 50 年とし、公社と土地所有者の分収割合を 6 : 4 としていた。

両公社は、平成 7 年および平成 8 年の経営計画を見直して長伐期化し、伐期を 80 年に延長するために契約変更に着手した。平成 19 年からは、特定調停の申立を踏まえて、土地所有者にも一定の負担を求めるため、分収割合を 9 : 1 に変更する取組に着手した。

平成 24 年 3 月に「社団法人滋賀県造林公社」が「財団法人びわ湖造林公社」を吸収合併し、平成 25 年 4 月に一般社団法人へ移行した。

特定調停後、滋賀県造林公社が管理する森林の面積は、平成 30 年末時点で 14,370 ha になり、土地所有者等との契約件数は、3,121 件となっている。

造林公社の営林地マップ



3 公社が抱える債務の増加

公社には、もともと、土地や現金等の資産がなかったため、将来の伐採収益を見越して借入金を中心として運営を始めた。旧農林漁業金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫「以下、公庫という」）からは植林や保育の事業費を対象として、県や下流自治体からの事務費等の管理費を対象として借入を行った。木材価格の下落、事業費の高騰などの社会情勢が変化し、また昭和 56 年、59 年の県北部を中心とした豪雪被害などの煽りを受けたことにより、見込んでいた間伐の収益が上がらず、公庫への返済のために、新たに県などから資金を借り入れるという悪循環に陥った。このため、両公社の平成 18 年度末時点における累積債務は、約 1,057 億円にも及んだ。

4 免責的債務引受契約の締結

年々両公社の債務膨れ上がる状況であったため、平成17年度以降、新たな経営改善計画を策定することで、公庫からは償還の猶予を得ていたが、平成19年度については猶予が得られず、延滞状態に入った。

平成19年11月には、公庫から公社へ全額繰上償還請求があり、本県に約490億円の損失補償の一括履行が求められることが明らかとなった。

県は公庫との協議の結果、平成20年9月臨時議会の議決を経て、公庫債務全額について42年間にわたり、利息を含め約690億円を返済する免責的債務引受契約を締結した。本契約に基づき、現在も毎年、公庫債務の償還を行っている。

5 特定調停（調停条項）

公社は、自力での経営改善は困難と判断し、平成19年11月に大阪地方裁判所に特定調停を申し立て債権者である公庫、滋賀県、下流自治体に対して債務の減免を要請した。平成23年3月に特定調停が成立し、約956億円もの債務免除を受け、残債務は滋賀県および兵庫県に対する約188億円となったうえ、全て無利息とされている。

その調停条項では、琵琶湖周辺の森林が持つ水源涵養機能を高め、森林資源を造成し、農山村経済の基盤の確立および民生の安定、社会福祉の向上に寄与するため、公社が行う分収造林事業等の継続させることを目的として合意されている。

また、公社が行う分収造林事業等によって、水源涵養機能をはじめとした森林の公益的機能が将来にわたって持続的に発揮できるよう、本県は公社に必要な指導、助言および支援を行うものとされている。

なお、債務の弁済にあたっては、公社が行う分収造林事業等によって、収益が生じたときに支払うものとされている。

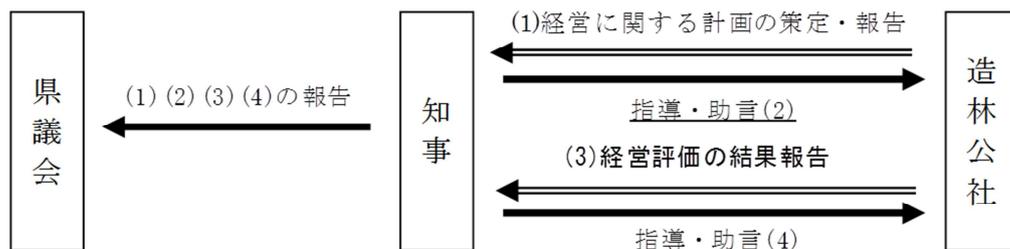
6 県の特別な関与に関する条例

平成20年9月に本県が両公社の公庫に対する債務を引き受けたこと（免責的債務引受契約の締結）に伴い、両公社の経営が県財政に大きな影響を与えるため、「社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」（平成21年条例第29号）が平成21年3月に制定された。

この条例では、公社への特別な関与として、①公社は、経営に関する計画の策定や変更について、知事へ報告すること、②公社は毎年度、経営に関する事項について自ら評価を行い、結果を知事へ報告すること、③知事は、評価の報告を受けた事項について、必要な指導または助言を行うこと、④知事は、計画の策定や変更、指導または助言の内容を議会へ報告することが定められている。

長期経営計画ならびに中期経営改善計画は、当該条例第2条第1項および同施行規則第3条第1項に基づく、「経営が予定されている期間における長期の経営見通しおよび目標に関する計画」ならび「長期経営計画の目標を達成するため必要な事項を定めた5年を1期とする経営の改善に関する計画」として策定されるものである。

(図) 県の関与のイメージ



7 長期経営計画および中期経営改善計画

① 長期計画

両公社は、平成22年6月に造林公社経営計画検討委員会を設置し、平成27年度から始まる伐採を見据えて、公社林の保育管理を適切かつ効率的に行うとともに、伐採収益の確保へ結びつけるため、平成23年9月に長期経営計画を策定した。計画期間は、平成23年度から平成80年度まで（2011～2068）の58年間である。

この計画では、「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産となる公社林（もり）づくりーびわ湖の森林（もり）・つくる公社からいかす公社へー」という経営理念が掲げられ、次の3つの経営目標が記されている。

- (1) 公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備の推進
- (2) 収益性の高い木材の生産と販売の推進
- (3) 健全な公社運営の確保

② 中期経営改善計画

両公社は、長期経営計画の目標を達成するための5カ年計画として、長期経営計画と同時に、計画期間を平成23年度から平成27年度までとする第1期中期経営改善計画を策定した。第1期の計画では、採算性に基づく森林区分や保育施業基準の見直し、木材生産や販売に向けた仕組みづくりなど、長期経営計画の目標達成に向けた基盤を築く取組を目指したが、第2期の計画では、これまでの「植栽」、「保育」から「伐採」、「木材生産」への移行と捉え、公益的機能の持続的発揮に配慮した森林整備の推進、滋賀県の林業の活性化に資する木材の生産と販売の推進を目標とし、事業を進めている。

8 公社林における主な課題

① 水源涵養などの多面的公益的機能のいかに発揮させるか

公社林には、調停条項において、水源涵養機能をはじめとした森林の公益的機能の将来にわたる発揮が求められており、森林奥地における琵琶湖の水源林として重要な役割がある。また、平成 27 年の琵琶湖保全再生法の施行により、琵琶湖が国民的資産に位置付けられ、森林整備および保全の重要性は増している。

このため伐採においては、公益的機能の持続的発揮に配慮した方法として、数回に分けて抜き伐り（非皆伐施業）を行うこととしており、契約終了後は天然更新による針広混交林化もしくは広葉樹林化を目指している。こういった取組は他県でも先例がないことから、モニタリング調査を踏まえ、よりよい伐採方法や更新方法の検討や試行が必要となる。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成 27 年 9 月 28 日法律第 75 号）抜粋

（目的）

第 1 条 この法律は、琵琶湖が、我が国最大の湖であり、近畿圏において治水上又は利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、～（中略）～、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資することを目的とする。

（森林の整備及び保全等）

第 11 条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水源の涵養を図るため、森林の整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

② 本格的な伐採を行うなかで、いかに伐採収益を確保していくのか

債務の弁済にあたっては、調停条項において、分収造林事業等の収益から支払うものとされていることから、収益性を高める木材の生産と販売や、地道な経営改善等が求められる。しかし、公社林は条件が不利な奥地に存するため、事業においては、より一層の工夫が必要である。

平成 27 年度から始まった主伐（収穫のための伐採）は、長期経営計画および中期経営改善計画に基づいて実施しているが、収益性の低下により、長期経営計画と中期経営改善計画との間で伐採収益見込額に差が生じている。（収益性低下の要因は、①平均木材単価の低下、②労務費の上昇、③造林木の成長が想定を下回ったこと、④獣害等による材質の低下）

本格的な伐採事業を実施するなかで、効率的な木材生産による伐採搬出等の経費の抑制、また公社材の有利販売、分収割合の変更、契約期間の延長、不採算林の解約といった経営改善のための取組は、今後さらに重要なものとなる。

調停条項 抜粋

（目的）

第 1 条 申立人及び相手方は、申立人が行っている分収造林事業等が、琵琶湖周辺の森林が持つ水源涵養機能を高め、森林資源を造成し、あわせて農山村経済の基盤の確立及び民生の安定、社会福祉の向上に寄与することに鑑み、次条以下に定める方法によって申立人の経営状態を改善させ、もって申立人が行う分収造林事業等を継続させることを目的として本調停条項に合意する。

（弁済）

第 4 条 （2）申立人が行っている分収造林事業等によって平成 27 年度ないし分収造林事業が終了する年度までの各事業年度において収益が生じたときに、当該収益が生じた事業年度の終了の日の翌日から 3 ヶ月以内に支払う。

③ これから事業地が増加していくなかで、いかに対応していくのか

伐採事業地は、過去の植林実績に応じて年々増加することとなり、ピーク時の令和 30 年度前後には 230ha を超える伐採面積が予想される。(令和元年度の伐採計画は 44ha) このため、事業地の増加に向けた執行体制の整備や労働力の確保、そして、労働者あたりの生産性を上げるための人材育成が必要となってくる。

(表) 分収造林事業に係る伐採計画

| 年度 | 滋賀県造林公社 | | | びわ湖造林公社 | | | 両公社 | | |
|----|---------|---------|------------|---------|-----------|------------|---------|-----------|------------|
| | 面積 (ha) | 材積 (m3) | 伐採収入 (百万円) | 面積 (ha) | 材積 (m3) | 伐採収入 (百万円) | 面積 (ha) | 材積 (m3) | 伐採収入 (百万円) |
| 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 27 | 2 | 427 | 0.1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 427 | 0.1 |
| 28 | 42 | 8,299 | 27 | 0 | 0 | 0 | 42 | 8,299 | 27 |
| 29 | 55 | 10,911 | 27 | 0 | 0 | 0 | 55 | 10,911 | 27 |
| 30 | 55 | 10,911 | 24 | 0 | 0 | 0 | 55 | 10,911 | 24 |
| 31 | 55 | 10,911 | 20 | 0 | 0 | 0 | 55 | 10,911 | 20 |
| 32 | 55 | 10,911 | 19 | 0 | 0 | 0 | 55 | 10,911 | 19 |
| 33 | 55 | 10,911 | 20 | 0 | 0 | 0 | 55 | 10,911 | 20 |
| 34 | 55 | 10,911 | 20 | 0 | 0 | 0 | 55 | 10,911 | 20 |
| 35 | 55 | 10,911 | 21 | 70 | 12,228 | 13 | 125 | 23,139 | 33 |
| 36 | 55 | 10,911 | 21 | 80 | 13,975 | 9 | 135 | 24,886 | 31 |
| 37 | 55 | 10,911 | 23 | 80 | 13,975 | 12 | 135 | 24,886 | 34 |
| 38 | 55 | 10,911 | 27 | 80 | 13,975 | 15 | 135 | 24,886 | 42 |
| 39 | 65 | 14,476 | 59 | 80 | 13,975 | 16 | 145 | 28,451 | 75 |
| 40 | 65 | 15,993 | 78 | 80 | 13,975 | 15 | 145 | 29,968 | 93 |
| 41 | 65 | 15,993 | 72 | 80 | 13,975 | 11 | 145 | 29,968 | 83 |
| 42 | 65 | 15,993 | 67 | 90 | 15,722 | 29 | 155 | 31,715 | 96 |
| 43 | 65 | 15,993 | 65 | 90 | 15,722 | 29 | 155 | 31,715 | 95 |
| 44 | 65 | 15,993 | 69 | 90 | 15,722 | 28 | 155 | 31,715 | 97 |
| 45 | 65 | 15,993 | 69 | 120 | 23,753 | 71 | 185 | 39,747 | 140 |
| 46 | 65 | 15,993 | 69 | 120 | 23,753 | 84 | 185 | 39,747 | 153 |
| 47 | 65 | 15,993 | 73 | 120 | 23,753 | 72 | 185 | 39,747 | 145 |
| 48 | 65 | 15,993 | 77 | 120 | 23,753 | 66 | 185 | 39,747 | 143 |
| 49 | 70 | 21,172 | 99 | 120 | 23,753 | 65 | 190 | 44,925 | 164 |
| 50 | 70 | 21,655 | 94 | 120 | 23,288 | 61 | 190 | 44,943 | 156 |
| 51 | 70 | 21,655 | 86 | 120 | 23,201 | 42 | 190 | 44,856 | 128 |
| 52 | 70 | 21,655 | 83 | 120 | 26,544 | 96 | 190 | 48,199 | 179 |
| 53 | 70 | 21,655 | 86 | 120 | 26,544 | 112 | 190 | 48,199 | 198 |
| 54 | 70 | 21,655 | 87 | 120 | 26,544 | 118 | 190 | 48,199 | 205 |
| 55 | 70 | 21,655 | 87 | 120 | 28,790 | 120 | 190 | 50,445 | 207 |
| 56 | 70 | 21,655 | 91 | 130 | 31,563 | 140 | 200 | 53,219 | 230 |
| 57 | 100 | 31,056 | 143 | 130 | 31,563 | 144 | 230 | 62,619 | 286 |
| 58 | 100 | 31,388 | 146 | 130 | 31,563 | 119 | 230 | 62,952 | 265 |
| 59 | 100 | 31,388 | 128 | 130 | 31,563 | 122 | 230 | 62,952 | 250 |
| 60 | 100 | 31,388 | 128 | 130 | 31,563 | 108 | 230 | 62,952 | 236 |
| 61 | 100 | 31,388 | 129 | 130 | 34,720 | 121 | 230 | 66,108 | 250 |
| 62 | 100 | 31,388 | 128 | 130 | 36,055 | 124 | 230 | 67,443 | 252 |
| 63 | 99 | 31,154 | 146 | 130 | 36,055 | 149 | 229 | 67,209 | 296 |
| 64 | 0 | 0 | 0 | 130 | 36,152 | 141 | 130 | 36,152 | 141 |
| 65 | 0 | 0 | 0 | 130 | 36,152 | 144 | 130 | 36,152 | 144 |
| 66 | 0 | 0 | 0 | 130 | 36,152 | 157 | 130 | 36,152 | 157 |
| 67 | 0 | 0 | 0 | 130 | 36,176 | 152 | 130 | 36,176 | 152 |
| 68 | 0 | 0 | 0 | 130 | 36,176 | 132 | 130 | 36,176 | 132 |
| 69 | 0 | 0 | 0 | 130 | 36,176 | 135 | 130 | 36,176 | 135 |
| 70 | 0 | 0 | 0 | 130 | 36,176 | 116 | 130 | 36,176 | 116 |
| 71 | 0 | 0 | 0 | 120 | 33,534 | 119 | 120 | 33,534 | 119 |
| 72 | 0 | 0 | 0 | 130 | 36,369 | 125 | 130 | 36,369 | 125 |
| 73 | 0 | 0 | 0 | 100 | 27,976 | 130 | 100 | 27,976 | 130 |
| 74 | 0 | 0 | 0 | 100 | 27,976 | 117 | 100 | 27,976 | 117 |
| 75 | 0 | 0 | 0 | 100 | 27,976 | 124 | 100 | 27,976 | 124 |
| 76 | 0 | 0 | 0 | 100 | 27,976 | 145 | 100 | 27,976 | 145 |
| 77 | 0 | 0 | 0 | 80 | 22,381 | 91 | 80 | 22,381 | 91 |
| 78 | 0 | 0 | 0 | 80 | 22,381 | 79 | 80 | 22,381 | 79 |
| 79 | 0 | 0 | 0 | 80 | 22,381 | 84 | 80 | 22,381 | 84 |
| 80 | 0 | 0 | 0 | 67 | 18,895 | 49 | 67 | 18,895 | 49 |
| 計 | 2,503 | 668,160 | 2,607 | 5,047 | 1,202,574 | 4,149 | 7,550 | 1,870,734 | 6,756 |

※1 端数処理に伴い、各年度の合計と材積が合わない場合がある。

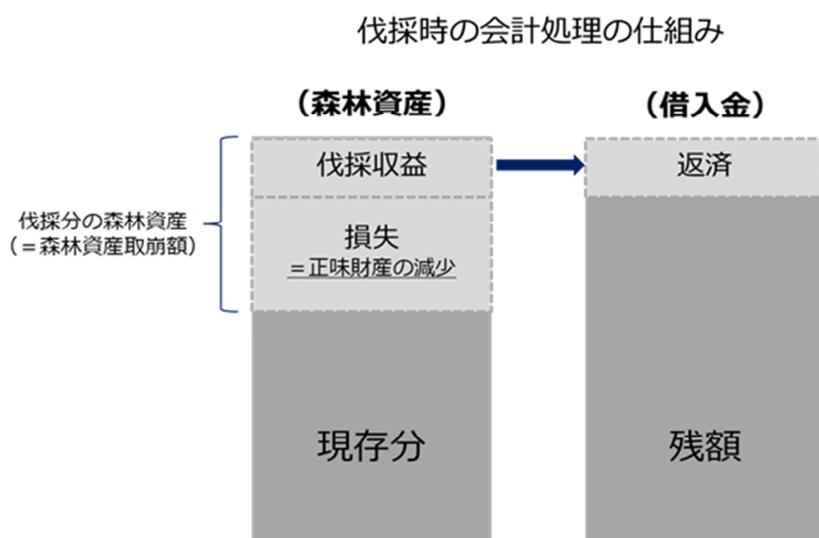
※2 分収造林事業のみである。

出典：(一社) 滋賀県造林公社 「長期経営計画」

④ 伐採の実行により正味財産が減少する状況にあるなか、いかに事業を実施するのか

公社の平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間の主伐実績は、下の図のように、毎年度の伐採収益が伐採分の森林資産を下回っていたため、財務諸表では、林業公社会計基準の特性により、その差額分が損失として正味財産が減少する結果となった。

公社にとって追い風となるような、木材価格の上昇といった兆しが見えない状況のなか、今後とも収益性の改善に向けたさらなる努力が必要となっている。



Ⅲ 公社造林あり方検討会の設置

1 設置の背景

昭和 40 年以降に植林されてきた公社林では、植栽から 50 年を経過して順次伐期を迎えており、平成 27 年度から本格的な伐採事業を開始した。これまで造成してきた森林資源を活用し、木材を供給するという公社経営の大きな転換期に入っている。

また、平成 27 年に琵琶湖保全再生法が施行され、琵琶湖が国民的資産に位置付けられたことから、琵琶湖の水源の涵養を図るための森林整備および保全の重要性は奥地林でも増している。

しかし、木材価格の低迷等による伐採事業の採算性の悪化や、分収造林契約の変更件数の伸び悩みなど、経営改善に関わる課題を有している。

造林公社としての大きな転換点であり、森林に対する社会的な要請も変化し、また、事業を通して課題が顕在化してきた中で、今後の公社林のあり方を検討するために、本検討会を設置した。

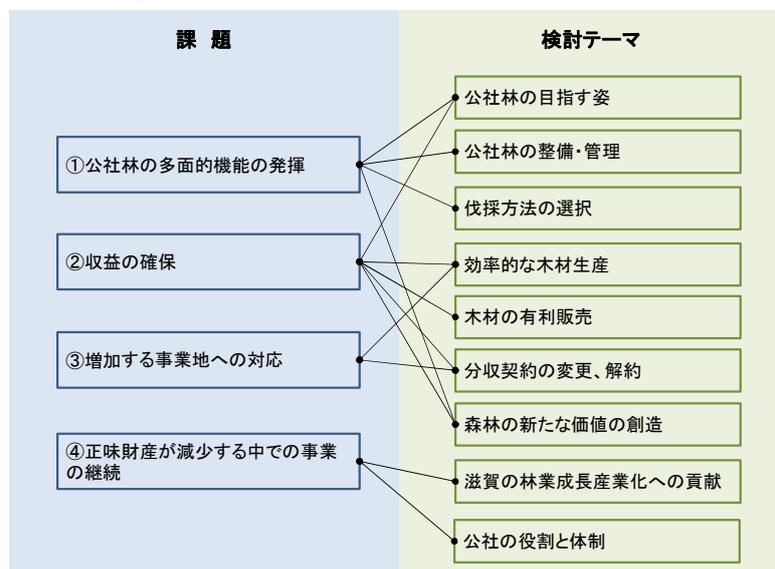
2 検討会のねらい

公社林は本県の森林面積の約 1 割を占めており、公社林のあり方は本県の奥地等の条件不利地における森林の施業や管理を考えるうえで、重要な意味を持っている。

公社林を健全な形で将来に引き継ぐにあたって、森林の公益的機能の持続的発揮と木材生産における採算性が両立した公社林の保全活用方法を県として検討し、公社による中期経営改善計画の策定に向けて指導助言を行うため、外部委員からなる検討会を設置した。

本検討会は全 6 回開催し、各回において検討テーマを設定し議論を行った。公社林における課題と検討テーマとの関連性は、下記の図のとおりである。

(図) 課題と検討テーマの相関図



3 検討会の概要

① 委員名簿

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 等 |
|-----|-------|----------------------------------|
| 会 長 | 栗山 浩一 | 京都大学 農学研究科 教授 |
| 副会長 | 石川 知明 | 三重大学 生物資源学研究科 教授 |
| 委 員 | 川元 麻衣 | 公認会計士 |
| 委 員 | 高橋 市衛 | 長浜市伊香森林組合 参事 |
| 委 員 | 檜崎 達也 | FOREST MEDIA WORKS(株) 代表取締役 |
| 委 員 | 根縫 徹也 | (一社)滋賀県木造住宅協会 会長 / (有)ネヌケン 代表取締役 |
| 委 員 | 山下 直子 | 森林総合研究所関西支所 主任研究員 |

② 検討テーマ

| | 主な論点 |
|-------------------|--|
| 第1回 (H30. 11. 15) | ・ 公社造林の現状と課題① |
| 第2回 (H30. 12. 25) | ・ 公社造林の現状と課題② ・ 現地視察 (甲賀市信楽町黄瀬) |
| 第3回 (H31. 3. 29) | ・ 公社林の目指す姿 ・ 公社林の整備・管理 ・ 伐採方法の選択 |
| 第4回 (R1. 5. 27) | ・ 効率的な木材生産 ・ 木材の有利販売 ・ 分収契約の変更・解約 |
| 第5回 (R1. 7. 2) | ・ 森林の新たな価値の創造 ・ 滋賀の林業成長産業化への貢献 ・ 造林公社の今後の役割と体制 |
| 第6回 (R1. 8. 9) | ・ 「公社造林のあり方」に関する取りまとめ (案) |

IV 検討事項

これ以降については、検討事項の概要をまとめている。検討会においては、テーマごとに現状と課題を提示し、議論していただいた。この議論で出だされた各委員の意見を検討会として整理したうえで、県として公社の事業において留意してもらいたい事項を整理している。

1 公社林の目指す姿について

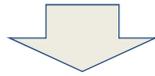
① 現状と課題

これまでの植林、保育の期間が終わって主伐が始まり、公社林は大きな転換期を迎えている。公社においては、公益的機能を持続させるため、抜き伐りによる主伐を数回に分けて実施し、主伐後は天然更新により針広混交林化もしくは広葉樹林化を図る計画である。これからの施業方法によって、公社林の姿はどの様にも変わり、将来の森林の姿に大きな影響を及ぼすため、これまでの植林、保育期間以上に重要な期間であると捉えられる。事業期間は、令和 50 年までの超長期に及ぶことから、まずは琵琶湖を有する本県の特性を踏まえて、将来を見据えながら、どのような公社林をつくるのか、具体の伐採方法を検討する前に、公社林の目指す姿を検討した。

② 検討内容

【委員の主な意見】

- ・ 天然更新を目指すには、林地に光を入れるような方策を考える必要がある。
- ・ 広葉樹林化に際しては、調査を進めてデータを取りながら、逐次方向性を決めていくこと。場所によって、生育環境の特性が異なるため、臨機応変にこまめに対応をすること。
- ・ 天然下種更新は技術的に難しい。専門家にってもらい、時間をかける必要がある。
- ・ 平成 27 年から伐採を始めたばかりなので、伐採後の下層植生等の状況を確認しながら、今後の伐採にかかる計画を立てるとよい。
- ・ どのように林を仕立てていくか、天然更新にあたっては、シカの食害が懸念されるので、植栽を含めた計画も選択肢として必要と考える。
- ・ 捕獲によるシカ対策が行われないと、公社林で考えている天然更新が実現できないことになる。シカ対策も連携させる必要がある。
- ・ 滋賀県が目指す天然更新および抜き伐りに関しては、先行事例がないことから、試行錯誤しながら、研究者らとの連携が不可欠。
- ・ 抜き伐りで高木がなくなった後に常緑の低木種が繁茂し、高木性の広葉樹が植生しなくなると思われる。天然更新のためには、低木種対策が必要である。



【検討会としての整理】

- ・ 天然更新を目指すために、林地に光を取り込む方策を検討すること。
- ・ モニタリング調査によりデータを収集しながら、現地の状況に応じて、施業の方向性を検討し、臨機応変に対応すること。
- ・ 天然更新による針広混交林化等を目指すためには、研究者らと連携しながら、定期的の下層植生の状況を確認すること。
- ・ 天然更新のために、シカ対策との連携や低木種対策の検討を行うこと。

③ 公社林経営における留意点

- ・ 水源林を目指すためには、皆伐後に所有者による再造林を行うのではなく、抜き伐りで、天然更新による針広混交林化が望ましい。
- ・ 天然更新を促進させる方策を検討し、実施していくことが求められる。
- ・ 天然更新は、基本的に自然原理にゆだねるものであるため、定期的に植生状況を確認するためのモニタリング調査が必要である。
- ・ 借入金を返済するために、収益確保に向けた森林整備をする必要があるのは当然であるが、琵琶湖を有する本県においては、契約期間中から契約満了後にわたって、水源涵養機能が発揮されるよう公社林を管理する必要がある。
- ・ 保育の段階から伐採の段階に転換し、最終的な公社林の姿を目指すために、これまで以上に、ひとつひとつの施業の重要性が増すことになる。
- ・ 最終の公社林の林型を意識して、森林整備および伐採等を行うこと。

2 公社林の整備・管理について

① 現状と課題

長期経営計画において、採算林については、効率的な森林整備を行うため、利用間伐の積極的な推進や路網整備に取り組み、立木の価値を向上させ、収益の確保が図れるよう間伐、枝打ち等の保育を実施することとしている。保育施業基準に基づき、植栽木が40年を迎えるまでは、補助金を最大限に活用しながら、枝打ち、間伐等の保育を実施するとともに、基準の林齢を越えた森林においても必要に応じて保育の実施を検討する必要がある。また、シカ等による剥皮被害が深刻化していることから被害状況や生息状況を把握したうえで、重点的に病虫害獣防除を実施する必要がある。

不採算林については、採算性判定の結果、明らかに採算が見込まれない森林から契

約の解除を行っている。解約により返地した後は、土地所有者が森林を管理する必要があるため、その後も林地が保全され、公益的機能が持続的に発揮されるよう配慮しなければならない。公社は、土地所有者の意向を確認しながら、環境林整備事業等が活用されるよう、公的な支援制度を案内するとともに、市町、森林組合および県森林整備事務所等へ、解約に関する情報を報告している。林地が荒廃し公益的機能が低下した森林が増えないよう、公社と滋賀県等の関係機関の連携体制の構築、強化を図る必要がある。

(表) 長期経営計画における保育施業基準

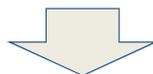
| | 採算林 | 非採算林 |
|--------|--|-----------------------------------|
| 目的 | 木材生産 水源涵養機能等の保全 | 水源涵養機能等の森林の公益的機能の発揮 |
| 生産目標 | 径級 14~30cm の丸太生産 | 最終本数を 700~900 本/ha とし、針広混交林等に誘導する |
| 伐期 | 51~80 年生 | — |
| 伐採方法 | 一伐区を 30 年間で4回(概ね 10 年間隔で伐採を行うことを原則とし、伐採後は、天然下種更新により広葉樹林化等をめざす) | — |
| 伐期本数 | スギ 1,100 本/ha | — |
| | ヒノキ 1,450 本/ha | — |
| 伐期材積 | スギ 450~550m ³ /ha | — |
| | ヒノキ 300~350m ³ /ha | — |
| 除伐 | 16、25 年生、40 年生までの必要箇所 2回~3回 | — |
| 間伐 | 25、35 年生、40 年生までの必要箇所 2回~3回 | 25、51 年生 2回 |
| 枝打 | 16、25 年生、40 年生までの必要箇所 2回~3回 | — |
| 病害虫獣防除 | 必要箇所 | 必要箇所 |

出典：(一社) 滋賀県造林公社「長期経営計画」

② 検討内容

【委員の主な意見】

- ・ 公社林の公益的機能を発揮させるにあたって、伐採予定地のうち収益性の無い部分において、公社が行う森林整備に対して十分な助成が無いことが厳しい。
- ・ 解約による返地については、土地所有者に任せるのではなく、行政の責任として環境林整備事業を継続すべきである。



【検討会としての整理】

- ・ 返地後の森林管理については、土地所有者任せにするのではなく、行政としての責任も果たすこと。

③ 公社林経営における留意点

- ・ 契約期間中は公社が管理を行うため、一定の手入れが可能であるが、契約満了し土地所有者に返した後も、土地所有者が自らで水源林を維持できような方策を検討する必要がある。

3 伐採方法の選択について

① 現状と課題

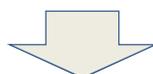
本県の公社林は琵琶湖の水源涵養機能を担う重要な水源林であり、契約満了後においても、公益的機能が期待されているが、奥地などの条件不利地であることや木材価格の下落から、皆伐後の土地所有者による再造林は難しいとの判断もあり、抜き伐りで主伐を実施している。

公社林において公益的機能を持続的に発揮させるために、伐採方法の検討を行った。

② 検討内容

【委員の主な意見】

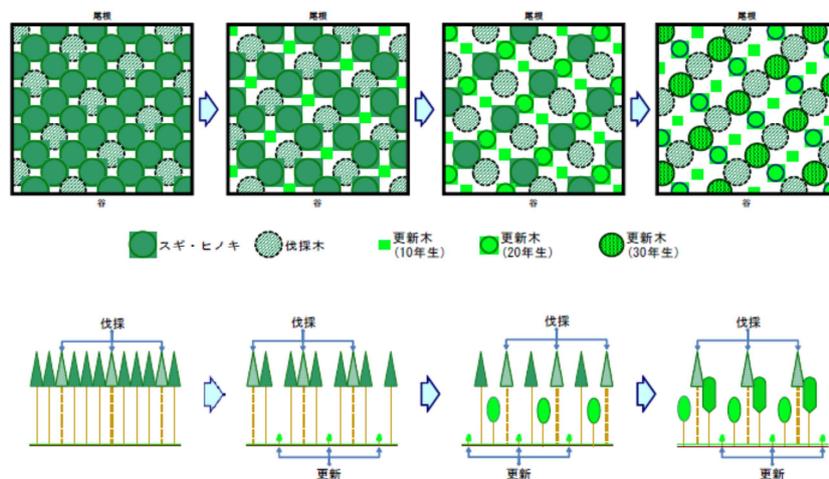
- ・ 現場ごとに状況が異なるため、伐採方法の取り決めをしない方がよい。現場ごとに状況を見ながら、伐採方法を選択できるような柔軟性を残しておく方がよい。
- ・ 環境林に誘導するのであれば、定性伐採が一番良い。



【検討会としての整理】

- ・ 伐採方法は、現地の状況に応じて選択すること。
- ・ 環境林としての機能を求めるのであれば、皆伐で再造林するのではなく、定性伐採（抜き伐り）で天然下種更新をすること。

(図) 定性伐採のイメージ



出典：(一社) 滋賀県造林公社「長期経営計画」

③ 公社林経営における留意点

- ・ 水源涵養機能の発揮を重視する本県においては、皆伐施業は理解を得にくいため、抜き伐り（非皆伐施業）を選択すること。
- ・ 抜き伐りの手法については、地形、生育状況など、現場の条件に応じて選択することが望ましい。

4 効率的な木材生産について

① 現状と課題

中期経営改善計画に基づき、毎年度の事業地の調査をもとに伐採計画を作成しており、収益確保を念頭に事業地に応じて、一般競争入札またはプロポーザル等により発注している。また、事業期間の短縮と年間を通じた事業量の平準化に向けた取組に向けて発注時期の見直しを行っているところである。

中期経営改善計画においては、過去の植栽に応じて事業地が増える計画となっており、調査等に係る人員不足が想定される。また、県内の林業就業者数は減少傾向であり、労務の確保が困難な状況であり、かつ、県内の素材生産業者は小規模で機械化が

進んでいない。

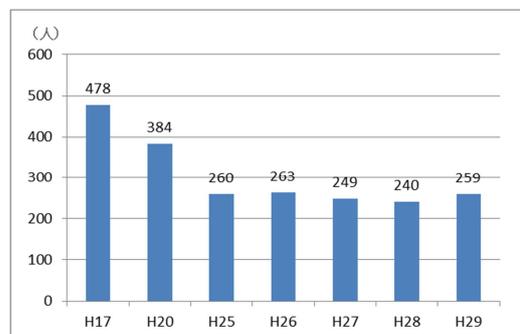
このような課題があるなか、今後増加していく事業に対して、収益を上げながら、いかに効率的に対応していくのか検討を行った。

(表) 滋賀県の林業事業体数、就業者数

| | 事業体数 | 就業者数 |
|--------------------|------|------|
| 森林組合 (生産森林組合含む) | 9 | 140 |
| 民間事業体 | 19 | 100 |
| 合計 | 28 | 240 |

出典：滋賀県森林政策課調べ H29 時点

(図) 滋賀県の林業就業者数の推移



出典：滋賀県森林政策課調べ H29 時点

(表) 滋賀県の林業機械保有状況

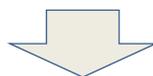
| フォワーダ | スイングヤード | ハーベスタ | プロセッサ |
|-------|---------|-------|-------|
| 3 | 2 | 3 | 4 |

出典：滋賀県森林・林業統計 平成 28 年度

② 検討内容

【委員の主な意見】

- ・ 現時点では、収益性を中心に選木しているが、天然更新や生物多様性を意識しながら、どの木を残すかという観点で選木する考えもある。
- ・ 生育が悪いところなどの採算性の無いところは、発注しても無駄になるため、現場の事前調査のための人員確保が大事になってくると思われる。
- ・ 全国的に林業事業者が減ってきており、業者を奪い合っている状況。生産性が上がるように、「滋賀もりづくりアカデミー」などで事業者をいかに育成していくのか考える必要がある。



【検討会としての整理】

- ・ 無駄のない発注を行うために、事前調査のための人員確保が必要。
- ・ 全国的に林業事業者が減っているなかで、事業者の生産性を高めるための人材育成方法の検討が必要。

③ 公社林経営における留意点

- ・ 一人あたりの木材生産量を上げるために、造林公社においても引き続き、受注者の技術力向上につながる研修や実習に取り組むこと。
- ・ 出荷材の品質を確保するため、県内業者の木材を見る目を養う必要がある。

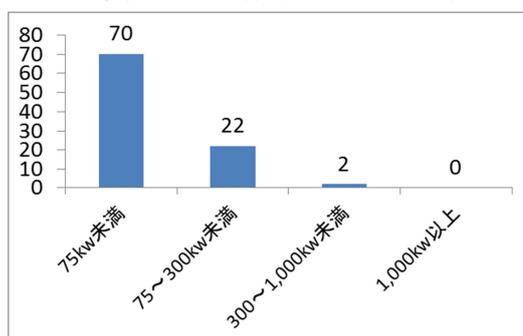
5 木材の有利販売について

① 現状と課題

公社材の有利販売の取組として、木材流通センターを介した滋賀県型集約化販売や、中間土場からの需要先への直送などを行ってきた。近年は、海外への木材輸出をはじめ、市町との木材利用に関する協定を締結して、公共建築物の整備にあたって公社材が活用されるように取り組んでいる。

しかし、本県では、小規模な製材業者が大半であり、人工乾燥機を有する製材業者は6者しかいない状況である。このため、需要に応じた販売価格の設定、価格の安定化、運送コストを抑制した流通の構築等について検討した。

(図) 滋賀県の動力階層別製材業者数



出典：農林水産省木材統計

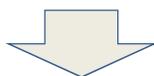
② 検討内容

【委員の主な意見】

- ・ 公社材はB材が多いことから、県内流通量や素材生産量を増やし、地域経済のために、県内でB材を使える環境を整備することも視野に入れるべき。
- ・ どこにどれだけの木があるのかを5年先まで示してもらおうと、使う側は計画的に事業量を考えられる。使う材料も見据えることができる。
- ・ これから木材を供給していく時期に、人工乾燥機を有する業者が県内に6者しかいないのは厳しい。この点も視野に入れる必要がある。
- ・ 木材が販売され、県産材が使われ、製品ができてという地域内で循環できる流れができれば、それで生活する人も出てくるため、県内での木材需要を高めるよう

な県の政策も期待したい。

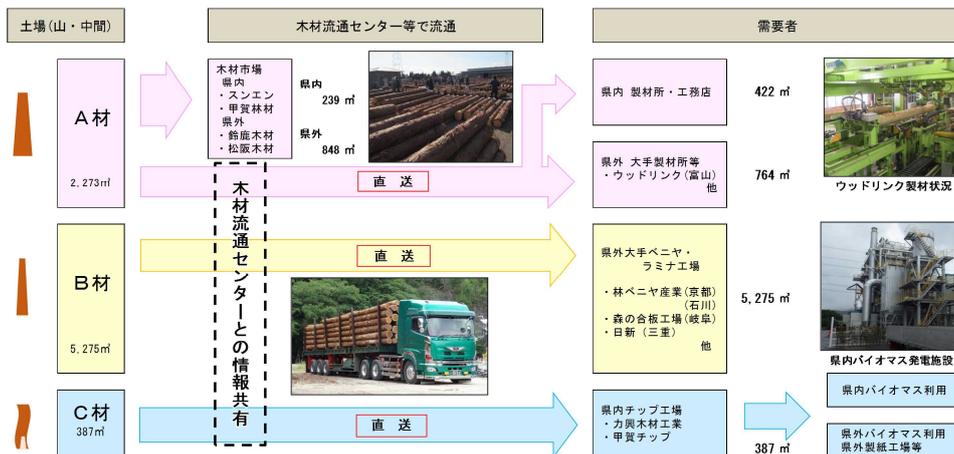
- ・ プレカット工法が普及する中で、人工乾燥機を持っている事業者が6者しかいないというのは弱い印象。製材工場の生産性をいかに高めるのかについて、力を入れる必要がある。
- ・ プレカット工法が多くなってきているが、県内事業者の寸法精度が低く、県外の人材と見比べると品質が悪い。一方、ヒノキなどについては、化粧材などA材として使えるものが多く流通している印象がある。品質の良し悪しを見極める人材を育成することで、B材をA材に変えることも可能になるのではないか。



【検討会としての整理】

- ・ 公社材のうち供給割合の高いB材が、県内で利用される環境整備も検討すること。
- ・ 人工乾燥機を所有する事業者が少ないため、製材工場の生産性を高める方策についても検討すること。
- ・ 品質の良い木材を供給できるよう製材の精度を高めるとともに、品質を見極められる人材を育成すること。

(図) 木材流通図 (山土場から需要者)



出典：(一社) 滋賀県造林公社平成30年度第7回理事会資料

③ 公社林経営における留意点

- ・ 資源の管理ができている公社のメリットを活かして、使い手のニーズを把握しながら、木材を計画的、安定的に供給すること。

6 分収契約の変更・解約について

① 現状と課題

分収契約については、長期経営計画に基づき、分収割合を当初公社 60%：土地所有者 40%から、公社 90%：土地所有者 10%へ変更すること、また長伐期に向けて 50 年から 80 年への契約期間延長を行うために、契約変更を進めている。また、明らかに採算の見込みのない不採算林については、契約解除を進めているところである。しかし、

第 2 期中期経営改善計画において設定した目標値を達成できていない状況である。契約変更等の遅れは、伐採事業に影響があることから、限られた人員でどのような体制で取り組むのか、林業や現地を知らない人に対してどのように説明するのか、交渉体制や方法等について検討を行った。

(表) 契約更改の計画と実績

| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---------|-----------|----|------|------|-------|------|------|------|------|------|
| 分収割合の変更 | 変更契約率 (%) | 計画 | 50.0 | 80.0 | 100.0 | — | — | 65.0 | 75.0 | 85.0 |
| | | 実績 | 0.7 | 16.6 | 35.6 | 51.1 | 57.4 | 65.5 | 70.0 | 73.2 |
| 期間延長 | 変更契約率 (%) | 計画 | 90.0 | 95.0 | 100.0 | — | — | 95.0 | 96.0 | 98.0 |
| | | 実績 | 82.6 | 90.1 | 90.2 | 90.4 | 93.8 | 94.4 | 94.9 | 95.6 |
| 契約解除 | 解約率 (%) | 計画 | 30.0 | 80.0 | 100.0 | — | — | 62.0 | 64.0 | 68.0 |
| | | 実績 | 0.0 | 40.1 | 57.6 | 58.7 | 58.7 | 61.1 | 62.2 | 63.4 |

② 検討内容

【委員の主な意見】

- ・ 公社が不採算林の解約を進めていく上では、契約解除後にいかに行政として県が支援していくのかが求められる。
- ・ 環境林整備事業で対応できない林（木の無いところ、木の育っていないところ）について、契約解除後の管理の方法はないか。
- ・ 不採算林といえども、水源林として環境上、重要な場所が多いので、行政としてどのように森林管理していくのか。
- ・ 返地後の林型について、試験研究機関と連携して考えた方がよい。
- ・ 環境林としての機能を発揮できるように、道筋を付けたうえで返地する形を取るべきである。
- ・ 分収契約の変更および契約解除の目標を達成することは、借入金を返済するうえで非常に重要かと思うので、引き続き交渉を頑張ってもらいたい。
- ・ 交渉に際しては、単に契約の内容の話だけでなく、最終的に森林を返すことになるため、造林の仕方についても説明をしてもらいたい。
- ・ 返地した後も水源林としての役割を有しているため、県としてきちんとアフターケアしていく必要がある。



【検討会としての整理】

- ・ 分収割合および契約期間の変更については、継続して交渉を行うこと。
- ・ 契約解除に応じてもらえるよう、また、返地後においても水源林の機能を維持できるよう県等によるアフタケアが必要。

③ 公社林経営における留意点

- ・ 水源林としての機能を維持するために、森林の役割や効果を土地所有者に理解してもらえるような説明が必要である。
- ・ 土地所有者が林地を引き継ぎやすいように、アフタケアの方策を示し、不採算林の解約につなげる。

7 森林の新たな価値の創造について

① 現状と課題

現在、造林公社においては、伐採事業以外の取組として、企業の森、滋賀県森林 C02 量認証制度、J クレジット制度などに取り組んでいる。

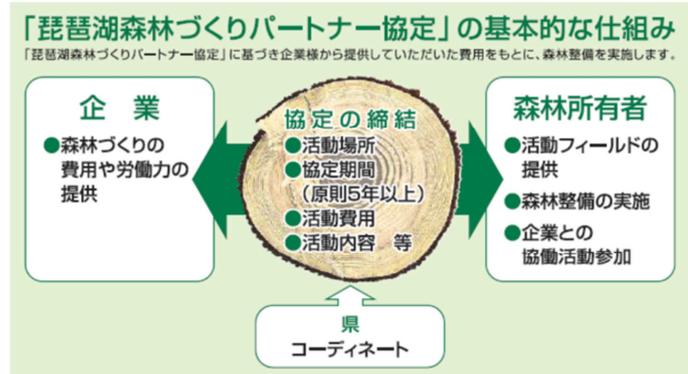
企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）については、公社林における取組の実績がなく、令和元年7月5日に公社として初となる協定を滋賀県トラック協会と締結した。

滋賀県森林 C02 吸収量認証制度については、平成 28 年度より毎年度認証申請を行い、C02 吸収量による公社林の貢献度の見える化に取り組んでいる。(H28 : 292.72t-C02、H29 : 216.64t-C02、H30 : 209.49t-C02/年)

J クレジットについては、平成 30 年度に、米原市上板並の事業地において適切な間伐により C02 吸収量を増大させるプロジェクトが登録されたところである。

公社においては、これらの伐採事業以外の取組も行っているところであるが、これに加えて森林認証制度についても、次期中期経営改善計画では取り組むとこととするのか、そして現在の取組をより効果的な意義のある取組となるよう検討した。

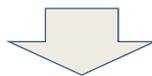
企業の森制度…企業が県内の森林所有者等と協定を締結し、資金と労働力を提供し、森林整備に参画する。企業は社会貢献活動として、自らの活動を広報でき、森林所有者は企業等から資金の導入を図ることができる。



② 検討内容

【委員の主な意見】

- ・ 森林認証制度については、全国的に見ても付加価値ということで収益を増加させることには至っていないというのが現状である。将来的には海外並みに広がっているのかもしれないが、現在は導入して利益につながるわけではないため、しばらく様子を見る必要があるかと思う。
- ・ 企業の森については、生物多様性や生き物との関わりを重視する企業もいるなかで、アクセスの良さの観点だけでなく、企業がどのような所をアピールしたいと考えているのかニーズも幅広く調査してはどうか。



【検討会としての整理】

- ・ 森林認証制度については、すぐに利益につながるわけではないため、経過を見守る必要がある。
- ・ 企業の森については、企業には様々なニーズがあることを認識し、ニーズに応じたPRを図ること。

③ 公社林経営における留意点

- ・ 公社の社会貢献や環境貢献の取組をPRし、公社材が選ばれるように努める。
- ・ 企業の森については、民間企業に多様なニーズがあることを理解し、アクセス性の良さから候補地をPRするだけでなく、様々な見方で候補地の利点を模索し、企業との連携につなげる必要がある。

8 滋賀の林業成長産業化への貢献について

① 現状と課題

本県の琵琶湖森林づくり基本計画（～令和2年度）の基本施策の1つである「環境に配慮した森林づくりの推進」において、「長伐期林や複層林などの多様な樹種や齢級で構成された森林への誘導」や「低コスト造林技術を活用した再造林の取組等（採算の取れる範囲）や確実な天然更新（奥地）に向けた取組の支援による森林の適正な更新」を掲げている。

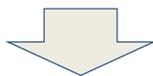
また、しがの林業成長産業化アクションプランでは、林業や木材産業の振興に向けた取組として「県営（有）林や造林公社等において、素材生産における生産性向上のための技術について実証研究を行い、他の民有林への技術普及に努める」こととしている。

本県の森林施策において、民有林の一部を構成している公社林には、公社事業を通じて他の事業者等への波及効果を期待されているところである。収益確保や公益的機能の発揮だけでなく、本県の林業や木材産業において、公社が貢献できる場面や公社の強みを検討した。

② 検討内容

【委員の主な意見】

- ・ 造林公社は資源を把握しやすいと思われるため、5年ほど先を見据えて、木材の供給量を情報提供し、県内の事業者が利用しやすくなるような工夫が必要。
- ・ 地域創生を図るという点では、B材を使えるところを県内で増やすような環境整備が必要。
- ・ 県内の就業者が減っている中で、地域の雇用等につなげるためには、木材に付加価値を付ける必要がある、県内で木材生産から木材製品の完成までできるような仕組みが最終の目標かと思う。
- ・ 公共建築物に対して需要が急に来るときに、即座に対応できていないということがあるため、柔軟に対応できるような仕組みを検討されたい。
- ・ 森林のプロデューサーのような、森林整備や管理の方向性を見極めることや、利益につながる木材活用について考えることができる人材を育成してもらいたい。



【検討会としての整理】

- ・ 資源が把握された公社のメリットを活かして、当面の木材供給量を示すことで、県内事業者の経営の安定化に資することができる。
- ・ 地域創生や雇用の創出のためには、B材を県内で使える環境整備や、県内で木材から製品まで生産できる仕組みづくりが必要。
- ・ 森林・林業の総合的な能力を向上させるような人材育成を期待している。

③ 公社林経営における留意点

- ・ 資源把握ができていているというメリットを活かして、県内の林業事業体の経営安定化に貢献するために、当面の木材供給計画を広く情報提供をすること。
- ・ 奥地林という条件不利地での施業について高い技術力を有しており、また、事業を発注する立場であることから、林業事業体に対して、施業技術の指導だけでなく、施業方法に関する思考力を養えるような発注を心掛けること。

9 造林公社の今後の役割と体制について

① 現状と課題

公社林における公益的機能の発揮と収益性の確保を目指すために、本検討会で検討された内容を踏まえて伐採事業や森林整備等に取り組むこととなるが、伐採事業により得られた収益が取り崩した森林資産の額を下回る場合は、その分だけ正味財産が減少するという会計上の構造を有している。

正味財産が減少することで林業公社の経営に大きな懸念が生ずるという事例は、全国的にみられるものであり、林業公社を解散して県営林化するという選択肢を選ぶ府県や、正味財産がマイナスとなっているものの公社により事業を継続している県もある。

本県の公社においては、主伐を開始して以来、正味財産が減少する傾向にある。今後も正味財産の減少が続くことになれば、負債が資産を上回り、債務超過の状態を招くこととなり、本県が有している債権の一部が回収できない可能性が生じる。このような状況のなか、今後も事業を継続するのか、公社が公社林経営を担い続けるのか、方針や体制について、県営林化との比較うえで検討した。

(表) 正味財産額残高の推移

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----------------------|---------|----------|---------|---------|----------|
| 期首残高 (千円) | 185,030 | 203,945 | 168,551 | 159,781 | 152,900 |
| 期末残高 (千円) | 203,945 | 168,551 | 159,781 | 152,900 | 140,042 |
| 増減 (千円) | 18,914 | △ 35,394 | △ 8,770 | △ 6,881 | △ 12,858 |
| 主伐面積 (ha) | 0 | 5 | 27 | 29 | 46 |
| 生産量 (m ³) | 0 | 1,100 | 5,200 | 6,800 | 8,200 |

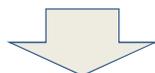
(表) 公社林の経営管理主体の比較

| 立場による区分 | | 公社林の経営管理主体の候補 | |
|------------------|-------|---|--|
| | | 造林公社（事業継続） | 滋賀県（県営林化して事業継続） |
| ①県民や企業 にとって | メリット | <ul style="list-style-type: none"> ・伐採後のモニタリングを継続しながら、後年の伐採方法を適宜、検討し、事業地の状況に応じた伐採ができる。 ・事業の発注により山村地域に安定した雇用が生まれる。 ・県の規則や予算年度等に縛られず、企業のような戦略的で柔軟性のある木材の生産販売活動が可能である。 ・経営規模を活かした供給力を背景として、双方向の商流を構築できる。 ・A材およびB材の販売では、事務の省力化と与信のために木材流通センターを活用することができる。 ・林業公社会計基準に基づき、資産と負債が明確に管理される。 ・決算や経営評価等は理事会で審議され、議会への報告が義務づけられており、特別のチェック機能が働いている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・伐採後のモニタリングを行い、後年の伐採方法を適宜、検討し、事業地の状況に応じた伐採ができる。 ・事業の発注により山村地域に雇用が生まれる。 |
| | デメリット | | <ul style="list-style-type: none"> ・公会計のため、資産と負債の関係がわかりにくくなる。 ・奥地林でのノウハウが少なく、管理や施業が不足する恐れがある。 |
| ②分取契約者 にとって | メリット | <ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたる対応の結果、地元や土地所有者との信頼関係が構築されており、引き続き円滑な対応や交渉を行うことができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約名義が県へ変更され、土地所有者は大きな担保を得るとともに、県と直に交渉できる。 |
| | デメリット | | <ul style="list-style-type: none"> ・収益確保よりも、法令や規則等に基づく県有財産の適正処分が求められる。 ・木材の処分方法は、原則として入札による売り払いであり、商流を作ることはできない。 |
| ③滋賀県（行政） にとって | メリット | <ul style="list-style-type: none"> ・債務にかかる調停条項の履行を継続できる。 ・中期経営改善計画に基づき、造林公社の長所を活かした収益確保が図られる。 ・県による無利子貸付金は、地方財政措置の対象である。 ・国庫補助事業の補助率が高い。（県負担分は地方財政措置の対象。） ・契約変更の取組は、国庫補助の対象である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公社林の引き受け前に改めて採算性を精査し、不採算林の解約を図ることができる。 |
| | デメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・伐採収益が森林資産を下回る場合は、会計上、正味財産が減少する。 ※林業公社会計の仕組みによるものであり、県民に新たな負担が生じるものではない。 ・運営にあたって、県からの出資金や人的支援が不可欠である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・債務にかかる調停条項を履行できない。 ・債務整理など手続きが必要となる。 ・分取契約上の責務は、県が負うことになる。 ・契約内容の変更が必要となり、土地所有者等への説明や契約変更手続きなどの新たな事務が発生する。 ・管理主体が変わることで、地元や現場の実態の把握が困難となり、改めて土地所有者等との信頼関係の構築が必要となる。 ・事業執行にあたって、人員や事業費の確保が不可欠である。 |

② 検討内容

【委員の主な意見】

- ・ 滋賀県の造林公社は、水源林の維持管理という大きな役割を担っているので、単にコストのことを考えて皆伐を行っている他県の公社とは大きな違いがある。
- ・ 森林組合と公社が隣接する事業地では、一体的な作業による機械化や効率化において、公社の計画規模が活かされるものと期待できる。（県営林ではこのような取組は困難。）
- ・ 県営林化すると、県会計の中で財務状況が可視化できず不明瞭となること、また、公社と県の相互のチェック体制がなくなることから、公社が事業を継続する方針が良い。
- ・ 正味財産が赤字となっている他県の公社が存続を選ばれているなかで、滋賀県の公社は、正味財産は減っているが、主伐開始から数年しか経っておらず、主伐の継続を議論するには時期尚早と思われる。
- ・ 大面積を一括管理し、効率的な計画を立てて、有利な補助金を得ながら伐採を行えるのは、公社のメリットである。
- ・ 天然下種更新は、しっかりとモニタリングを続けないと、うまくいくものではないため、定期的に伐採後の状況をチェックできる体制づくりが必要であり、研究者等とも連携しながら継続して確認をする必要がある。



【検討会としての整理】

- ・ 滋賀県造林公社は、他県の公社とは異なり、琵琶湖の水源林を維持管理しているという大きな役割があることを認識すること。
- ・ 県営林化をすると、事業の透明性が確保されなくなることから、公社による事業を継続すること。
- ・ 大規模な面積を管理していること、国や県から補助金を得られることなど、公共的な機関である公社のメリットを活かすこと。

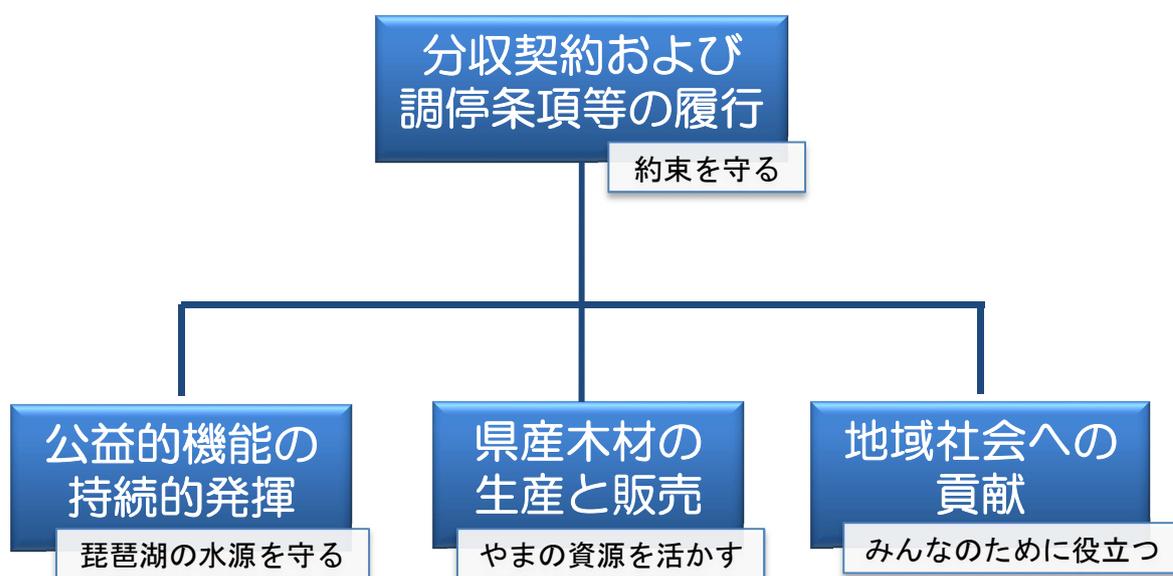
③ 公社林経営における留意点

- ・ 県営林化のデメリットが大きく、公社という形態で事業を継続した方が、県民や土地所有者にとって負担が少ない。
- ・ 県の支援を受けて分収造林事業を行っており、経営の透明性の確保のためには、林業公社会計に基づき資産管理を行い、公社理事会や県への経営評価の報告、議会報告などのチェック体制を保ちながら、事業を継続しなければならない。
- ・ 収益性を確保するためには、企業のような戦略的で柔軟性のある木材の生産販売活動に努める必要がある。

V 検討内容のまとめ

1 4つの柱による事業の実施

IVの検討事項や過去の経緯を踏まえて、公社林の経営管理に必要な項目を大きくまとめると、下の4つの柱で役割を分類することができ、公社林の経営にあたっては、これら4つの柱のうち1つも欠くことができないと考えられる。この役割を果たすためには、公社と本県がそれぞれの立場で行うべきことが、次のとおり整理できる。



◆ 分収契約および調停条項等の履行…「約束を守る」

造林公社が

- ・ 森林の公益的機能の持続的に発揮させること。
- ・ 分収造林事業等の継続と契約に基づいた伐採を行うこと。
- ・ 伐期に達したら伐採し、その収益を元に土地所有者へ分収金を支払うこと。
- ・ 経営改善の努力をし、借入金の返済を続けること。
- ・ 経営改善のために、未公開の分収契約の変更および不採算林の解約の取組を継続すること。
- ・ 事業を通して農山村経済の基盤の確立等へ寄与すること。
- ・ 土地所有者や県民、下流社員等への説明責任を果たしていくこと。
- ・ 関与条例に基づいて、自ら経営評価し、経営状況を県へ報告すること。

滋賀県が

- ・ 関与条例に公益的機能が将来にわたって持続的に発揮されるよう、必要な指導、助言および支援を行うこと。

◇ 公益的機能の持続的発揮…「琵琶湖の水源を守る」

造林公社が

- ・ 事業を通して農山村経済の基盤の確立等へ寄与すること。
- ・ 関与条例に森林整備を通じて、水源涵養機能をはじめとする公益的機能を維持すること。
- ・ 抜き伐り（非皆伐）により、公益的機能が維持されるように努めること。
- ・ 事業地の針広混交林化等によって伐採後の裸地化を防ぎ、奥地水源林としての機能が維持された状態で土地所有者へ林地を返すこと。
- ・ 非採算林や伐期前の採算林等における森林整備の実施すること。
- ・ 県独自の森林整備指針の考え方を踏まえ、災害リスクの高い林地にあっては伐採の実施や方法を十分に検討すること。

滋賀県が

- ・ 琵琶湖の保全・再生の視点に立って経営するよう指導・助言すること。
- ・ 返地された不採算林の森林整備を支援するため、環境林整備事業を続けること。

◇ 木材の生産と販売…「やまの資源を活かす」

造林公社が

- ・ 事業地を調査し、現場の条件に応じた合理的な伐採計画を立て、伐採を実施すること。
- ・ 隣接の個人有林等も集約化して事業の低コスト化に努め、生産量を確保すること。
- ・ 生産の基盤となる林内路網を整備し、機械化を進めること。
- ・ 業者を指導して生産性や品質を向上させ、経費低減と収益確保を図ること。
- ・ 木材需要を把握してニーズに応じた販売を行い、販売先との良好な関係を築くとともに、さらに有利な販路を開拓すること。
- ・ 生産規模の大きさを活かした安定供給を計画的に進め、商流を構築し、収益を確保すること。

滋賀県が

- ・ 「滋賀もりづくりアカデミー」等を通じて、林業就業者の育成・確保を進めること。
- ・ 県内の木材加工流通体制の整備に努めること。
- ・ 県内の木材需要を喚起すること。

◇ 地域社会への貢献…「みんなのために役立つ」

造林公社が

- ・ 琵琶湖の保全・再生の視点に立って経営するよう指導・助言すること。
- ・ 返地された不採算林の森林整備を支援するため、環境林整備事業を続けること
- ・ 事業を通じて、継続的な仕事や雇用を生み出すこと。
- ・ 木材生産の効率化や収益性の向上に資すること。
- ・ 林業経営者や林業技術者等の人材育成に資すること。
- ・ 林業および木材産業の領域を木材生産量で底支えし、地域経済に資すること。
- ・ 事業地の境界等の情報を関係者と共有し、森林経営管理制度等に寄与すること。
- ・ 公共建築物をはじめとする地域の木材需要に応えること。
- ・ 民間企業等の社会貢献活動と連携すること。
- ・ J-クレジット制度の活用を進めること。

2 取りまとめ内容の活用

本検討会における取りまとめ内容を、公社の事業において実行性を高めるために、公社の経営評価に対する指導助言に取りまとめを活用する。

関与条例に基づき、毎年度、公社から本県へ経営評価が報告され、本県は公社の経営評価に対して指導・助言を行っているところである。直近においては、平成30年度の事業内容等に対する経営評価についての報告があり、指導助言を行うにあたり、本検討会の取りまとめ内容を参考に行った。状況に応じて、次年度以降においても、本検討会の取りまとめを参考にしながら、指導助言を行うこととする。

また、次期中期経営改善計画の策定においても取りまとめ内容を活用する。

現中期経営改善計画は、令和2年度までの計画となっている。公社においては、次期中期経営改善計画を策定するために、令和2年度に計画策定検討委員会を設置する。本取りまとめは、公社とも共有を図り、取りまとめ内容を踏まえた計画となるよう努めるものとする。

VI 定期的なあり方検討会の開催

この検討会によって、具体的な森林施業の方法や公社林の経営管理に必要な事項、経営管理の体制について、一定の整理はされるものの、今後も社会・経済情勢や国の制度、他県の状況、公社の経営状況、県の財政事情などは刻々と変化する。

一方で、造林公社の経営予定期間の終期は、最後の分収造林契約が終了する、今から 50 年後の令和 50 年度であり、超長期にわたる事業実施が予定されている。

このため、公社造林のあり方や経営管理主体等については、今回以降も一定の期間を置いて、その方向を定期的に見直す必要があると思われることから、公社による中期経営改善計画の策定に合わせて5年置きに行うことが適当であると考えられる。また、中期経営改善計画策定委員会の前に、本公社造林あり方検討会を実施することにより、中期経営改善計画に、検討内容を反映できるようにする。

